

酒田駅周辺整備事業に係る事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 酒田駅周辺整備事業に係る事業予定者を公平かつ適正に選定するため、酒田駅周辺整備事業に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者募集要項及び審査基準の決定に関する事項
- (2) 提案内容に係る評価に関する事項
- (3) 事業予定者及び次点者の選定に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、審査のために必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員 5 人以上で組織し、その委員は学識経験者及び市職員の中から、市長が委嘱又は任命する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。
- 3 委員長は、委員会において委員の中から互選により決定する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 委員会の審議は、非公開とする。ただし、委員会の同意があったときは、会議の一部又は全部を公開することができる。
- 5 委員会の審査の経過及び結果は、公表する。

(報告)

第 5 条 委員会は、事業予定者及び次点者を選定したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の委員及び委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画振興部都市デザイン課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年12月21日から施行する。

酒田駅周辺整備事業に係る事業者選定委員会委員名簿

(敬称略、民間委員五十音順)

| 番号 | 氏名 | 役職等 |
|----|-------|-----------------|
| 1 | 倉田 直道 | 工学院大学名誉教授 |
| 2 | 佐藤 嘉高 | 山形県観光物産協会専務理事 |
| 3 | 高嶋 清彦 | 公認会計士 |
| 4 | 高谷 時彦 | 東北公益文科大学大学院特任教授 |
| 5 | 宮原 育子 | 宮城大学教授 |
| 6 | 中川 崇 | 市企画振興部長 |
| 7 | 安藤 智広 | 市商工観光部長 |
| 8 | 大石 薫 | 市教育委員会教育部長 |

選定委員会の運営について

○委員会は、率直な意見の交換等が損なわれないよう、非公開とする。

○ただし、市民の関心が非常に高い事業であり、委員会のより透明かつ公正な運営を確保し、市民への説明責任を図るため、会議録の概要は、公表していくものとする。

○公表にあたっては、募集開始に係るものは、募集開始後に、事業予定者の選定に係るものは、選定後に公表するものとする。

○発言者の氏名や企業名等を伏して、公表していくものとする。

○なお、今後予定している応募者によるプレゼンテーションについては、公開を予定とする。